

## 家計急変世帯への授業料等の支援について

北海道では、入学後に保護者等の本人の責めに帰さない失職、倒産、新型コロナウイルス感染症の影響による減収等により家計が急変した世帯に対して、私立小・中・高等学校等に通う生徒の授業料や教科書費、教材費などを支援しています。※返還不要の支援です。申請が必要です。

支援の種類		1 高等学校等就学支援金 (授業料の支援) <small>※学び直し支援金についても家計急変世帯への支援を実施します</small>		2 奨学のための給付金 (授業料以外の教育費の支援) <small>(教科書費、教材費、オンライン学習に係る通信費など)</small>																												
要件	生徒・保護者等	①私立高等学校(通信制・専攻科含む) ②私立特別支援学校の高等部 ③私立専修学校の高等課程 ④各種学校(外国人学校のうち高等課程に類する課程)に通う生徒  <small>※上記いずれも道内に本校がある学校が対象                      ※全日制の私立高等学校、私立特別支援学校の高等部及び私立専修学校の高等課程については、道の授業料軽減制度も対象</small>		①私立高等学校(通信制・専攻科含む) ②私立専修学校高等課程 ③各種学校(外国人学校のうち高等課程に類する課程)等 に通う生徒の <u>道内に住所を有している</u> 保護者等																												
	家計急変後の年収目安(4人世帯の場合)	年収590万円未満程度		年収270万円未満程度(生活保護世帯は対象外です)																												
		※1 年収は、あくまで目安です。 ※2 家計急変の発生事由を証明する書類(離職票、解雇通告書等)及び家計急変後の収入を証明する書類等により年収見込額等を推計し、支援を決定します。																														
支援額		<b>月額最大 33,000円</b> <small>※授業料等や支給される就学支援金の金額によって異なります。</small>																														
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">急変発生時期</th> <th style="width: 30%;">支援額(年額)</th> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">急変発生時期</th> <th style="width: 20%;">支援額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">全日制等 (第1子)</td> <td style="text-align: center;">7月1日まで</td> <td style="text-align: center;">137,600円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">通信制 専攻科</td> <td style="text-align: center;">7月1日まで</td> <td style="text-align: center;">52,100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7月2日以降</td> <td style="text-align: center;">137,600円/12月×支援月数 <small>※申請時期により、支援額は変わります。</small></td> <td style="text-align: center;">7月2日以降</td> <td style="text-align: center;">52,100円/12月×支援月数 <small>※申請時期により、支援額は変わります。</small></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">全日制等 (第2子)</td> <td style="text-align: center;">7月1日まで</td> <td style="text-align: center;">152,000円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7月2日以降</td> <td style="text-align: center;">152,000円/12月×支援月数 <small>※申請時期により、支援額は変わります。</small></td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>		区分	急変発生時期	支援額(年額)	区分	急変発生時期	支援額(年額)	全日制等 (第1子)	7月1日まで	137,600円	通信制 専攻科	7月1日まで	52,100円	7月2日以降	137,600円/12月×支援月数 <small>※申請時期により、支援額は変わります。</small>	7月2日以降	52,100円/12月×支援月数 <small>※申請時期により、支援額は変わります。</small>	全日制等 (第2子)	7月1日まで	152,000円				7月2日以降	152,000円/12月×支援月数 <small>※申請時期により、支援額は変わります。</small>					
区分	急変発生時期	支援額(年額)	区分	急変発生時期	支援額(年額)																											
全日制等 (第1子)	7月1日まで	137,600円	通信制 専攻科	7月1日まで	52,100円																											
	7月2日以降	137,600円/12月×支援月数 <small>※申請時期により、支援額は変わります。</small>		7月2日以降	52,100円/12月×支援月数 <small>※申請時期により、支援額は変わります。</small>																											
全日制等 (第2子)	7月1日まで	152,000円																														
	7月2日以降	152,000円/12月×支援月数 <small>※申請時期により、支援額は変わります。</small>																														
申請先		在学している学校へ申請 ※申請手続きの詳細は、学校に確認して下さい。		①道内の学校に在学している生徒の保護者等は、在学している学校へ申請 ※申請書類の詳細は、学校に確認して下さい。 ②道外の学校に在学し、道内に住所を有している保護者等は、北海道(学事課)へ申請 ※申請書類は、学事課HPからダウンロードして下さい。																												

支援の種類		3 私立小中学校等経済的支援事業 (授業料の支援)
要件	保護者等	道内の私立小中学校に通う生徒の保護者等
	家計急変後の年収目安 (4人世帯の場合)	年収400万円未満程度
	※1 年収は、あくまで目安です。 ※2 家計急変の発生事由を証明する書類(離職票、解雇通告書等)及び家計急変後の収入を証明する書類等により年収見込額等を推計し、支援を決定します。	
支援額		月額最大 28,000円 ※授業料によって金額が異なります。
申請先		在学している学校へ申請 ※申請手続きの詳細は、学校に確認して下さい。